令和6年1月分から
産前産後期間の国民健康保険税が免除になります

■問／国保年金課 TEL525－3735

■対象者／次の全てに当てはまる方
❶本市の国民健康保険に加入
❷令和5年11月1日以降に出産
❸妊娠12週以降に出産
※死産、流産、人工妊娠中絶および早産を含む。

■免除される金額／出産する被保険者の均等割額および所得割額

■提出書類
●産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
●母子健康手帳などの写し（出産予定日や出産日、親子関係を確認します）

■提出方法
持参：国保年金課または各支所・出張所
郵送：国保年金課
〒960－8601
福島市五老内町3－1

▲詳しくは市ホームページをご覧ください。

免除になる対象期間は？

令和6年1月以降の下記の産前産後期間です。

❶単胎の方
出産予定日（出産日）※が属する月の前月から4カ月間

❷多胎の方
出産予定日（出産日）※が属する月の3カ月前から6カ月間

	3カ月前	2カ月前	1カ月前		1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の方				出産予定日※			
多胎の方				出産予定日※			

※届出が出産後の場合「出産日」

令和5年11月出産の場合、令和6年1月分のみが対象となります。

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
単胎の方 多胎の方		出産日				

出産予定日の6カ月前から届け出ができます。
出産後の届け出も可能です。

冠事業募集！
信夫山公園開園150周年記念事業

今年で開園150周年を迎える信夫山公園では、「学び、遊び、ひろげる」をテーマに、さまざまな記念事業を実施します。
記念すべきこの1年を通じて、歴史を知る展示や散策ツアーなどを開催し、信夫山公園の魅力を発信していきます。

■問／信夫山公園開園150周年記念事業実行委員会事務局（公園緑地課）TEL525－3765

▲特設ページはこちら

信夫山公園開園150周年を もっと盛り上げよう！

「信夫山公園開園150周年」の冠事業名を付けて、150周年を一緒に盛り上げていただける事業を募集します。

対　象
企業・各種団体などが主催する令和7年3月31日(月)までに実施する事業

支援内容
❶市ホームページおよびSNSなどによる広報
❷「信夫山公園開園150周年記念事業」の冠事業名およびロゴマークの使用など

提出書類
信夫山公園開園150周年記念「冠事業」認定申請書

提出先
公園緑地課

どんな事業が冠事業に？

広場のステージを使ったイベントや散策などの自然体験イベント、スポーツイベントなど

▲冠事業認定第1号の福男福女競走（2月10日）
※写真は令和5年のものです。

キックオフイベント

■とき／2月10日(土)　午前9時
■ところ／信夫山公園駒山広場
■内容／開園150周年記念宣言
※同日、冠事業として福男福女競走を開催。